



議案第九十五号

三朝町清掃条例の全部改正について

次のとおり三朝町清掃条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四拾四年九月露九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第

号

三朝町清掃条例

三朝町清掃条例（昭和三十年三朝町条例第十八号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、清掃法（昭和二十九年法律第七十二号。以下「法」という。）に基づき町民の協力により、汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（汚物容器の設置）

第二条 法の規定による特別清掃地域内の土地又は建物の占有者（占有者がない場合は管理者とする。以下「清掃義務者」という。）は、ごみ容器（以下「汚物容器」という。）を備え各別にごみを集めなければならぬ。

2 前項の汚物容器には、次に掲げるものを混入してはならない。

- 一 法定伝染病患者の排せつ物の付着したもので消毒をしないもの
 - 二 土砂、瓦れき、雑草等で燃えないもの
 - 三 器物の廃品等で容積又は重量の大きなもの
 - 四 爆発物、その他危険性のあるもの及びはなばなしく悪臭を発生するもの
- 3 町長はごみの種類により、各別にそれを收容させるため清掃義務者に対し二個以上の汚物容器を備えさせることができる。

(汚物容器等の維持管理)

第三条 清掃義務者は、汚物容器及び便所について、雨水の浸入、悪臭の発散、ねずみ及び衛生害虫の出入を防止するとともに、消毒剤、殺虫剤を散布する等その衛生的管理につとめ、かつ、その周辺及び路面を整理して、汚物の搬出作業に支障のないようにしなければならない。

(汚物容器の規格、設置場所の制限)

第四条 町長は特別清掃地域内において環境衛生上必要があると認めるときは、汚物容器の大きさを規制し、又は設置場所を制限することができる。

(動物飼育場の清潔保持)

第五条 特別清掃地域内において動物を飼育する者は、飼育場所の清潔を保持し、衛生害虫の発生防止及びその駆除並びに悪臭の発散防止につとめなければならない。

(犬、ねこ等の死体の届出)

第六条 清掃義務者は、犬、ねこ等の死体を自ら処分することが困難なときは、遅滞なく町長に届出なければならない。

(自己処分の基準)

第七条 清掃義務者は、その土地又は建物内の汚物のうち、焼却埋没等の方法により、容易に衛生的な処分ができるものは、なるべく自ら処分するようにつとめるとともに、自ら処分しない汚物についても町の行なう汚物の収集及び処分に協力しなければならない。

2 前項の汚物の自己処分に当たっては、清掃法施行令(昭和二十九年政令第百八十三号)第二条の基準により衛生的に処理しなければならない。

(多量汚物の処理)

第八条 法第七条の規定により運搬又は処分を命ずることができざる多量汚物の範囲は、次のとおりとする。

- 一 ごみ、燃えがら及び汚水、一日平均五十キログラム以上又は一時に五百キログラム以上排出するもの
- 二 前号のほか収集作業を困難にするもの

(処理の委託)

第九条 清掃義務者が、前条の汚物を自ら処分できない正当な理由があるときは、その都度町長に委託することができる。

第十条 法第八条の規定により、運搬又は処分を命ずることができざる特殊汚物は、次のとおりとする。

- 一 有害性物質を有するもの
- 二 はなはだしい悪臭を発するもの
- 三 危険性を有するもの
- 四 前各号のほか清掃作業を困難にするもの

(汚物取扱業の許可)

第十一条 法第十五条第一項の規定により、汚物取扱業者（以下「取扱業者」という。）になるうとするものは、次の事項を記載した申請書を提出して、許可を受けなければならぬ。

- 一 住所、氏名（法人にあつては、その名称、所在地、代表者の氏名、この場合定款の写を添付すること。）
- 二 営業所の所在地
- 三 取扱汚物の種別並びに収集運搬及び処分別
- 四 自動車その他おもな作業用具の種類及び数量
- 五 従業員の数
- 六 収集、運搬及び処分の方法並びに作業計画
- 七 作業区域、受持戸数及び一日作業能力

2 前項第三号、四号、第六号及び第七号の事項を変更しようとするときは、その理由

を具し事前に町長の承認を得なければならぬ。

- 3 第一項第一号、第二号及び第五号の事項に変更があつたときは、五日以内に町長に届出なければならぬ。

(許可証の交付)

第十二条 前条の規定により取扱業者を許可したときは、町長は期限を付して許可証を交付する。

- 2 法第十五条第三項の規定によるし尿収集料金のとえてはならない額は、十八リットルにつき二十七円とする。

- 3 取扱業者は、第一項の許可証を亡失又はき損したときは、直ちにその理由を記載し、町長に届出て再交付を受けなければならない。

第十三条 町長は、取扱業者及び当該従業員が、次の各号の一に該当するときは、営業の許可を取消し、又は業務の停止を命ずることができる。

- 一 関係法令及びこの条例に違反したとき。
- 二 町長の指示に従わなかつたとき。
- 三 その他町長において不相当と認められたとき。

(営業の休止及び廃止)

第十四条 取扱業者は、その営業の全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、その理由を具して十五日前までに町長に届出なければならぬ。

(汚物取扱手数料)

第十五条 法第二十条の規定により汚物の収集及び処分に関し、清掃義務者から次の手数料を徴収する。

等級	種別	一箇月当たり	金額
一級	普通世帯	〃	百円以内
二級	事務所	〃	三百円
三級	倉庫	〃	二千元
四級	商工業者	〃	四千元
五級	旅館業者	〃	一万一千円
六級	病院	〃	六千元
七級	アパート(一世帯当たり)	〃	五十円

(手数料の減免)

第十六条 町長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の規定による手数料を減免することができる。

(大掃除)

第十七条 法第十六条第一項の規定による大掃除の日、区域及び方法等は、その都度告示する。

(清掃指導員)

第十八条 町長は、この条例に定める事項について調査指導を行なわせるため清掃指導員を置くことができる。

2 清掃指導員は、職員のうちから町長が任命する。

(清掃指導員の証票)

第十九条 清掃指導員は、職務執行に当たり、常にその身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

(規則への委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は昭和四十四年十一月一日から施行する。